

投資信託の振替決済制度(受益証券不発行)のお知らせ

平成 18 年 8 月
丸八証券株式会社

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび次のとおり、お客様との「保護預り約款」および「累積投資取引約款」を一部変更させていただくこととなりましたので、ご了承ください。

〔変更の内容〕

社債等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に基づき、平成 19 年 1 月 4 日を目途に、投資信託受益権を電子化(ペーパーレス化)する投資信託振替制度(以下、「振替制度」といいます。)が開始されることとなっております。

それに伴い、現在、既発行の投資信託受益権についても社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(以下、「特例投資信託受益権」といいます。)をお持ちのお客様は、その特例投資信託受益権を社振法に基づく振替制度へ移行するために、諸々の申請手続き等を振替機関(株式会社証券保管振替機構)に対して行わなければならないこととされております。

今般の変更は、お客様から当社にお預けいただいている投資信託受益権が、特例投資信託受益権として振替制度へ移行することとなった場合に係る諸手続き等について、お客様に代わり当社が対応することにご同意をいただくために、新たな条項を追加するものです。

〔変更する条項〕

1. 「保護預り約款」第 24 条を第 25 条とし、第 24 条として新たに次の条項を追加致します。
2. 「累積投資取引約款」第 10 条を第 11 条とし、第 10 条として新たに次の条項を追加致します。

追加条項

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

社振法の施行にともない、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

社振法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託業者が代理して行うこと

前号の代理権を受けた投資信託委託業者が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること

移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと

振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること

社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

この約款の変更について、下記の事項と併せてご理解いただいたうえ、平成 18 年 9 月 15 日までに異議のお申し立てがない場合には、総合取引約款第 19 条の規定によりご同意いただいたものとして処理させていただきますので、ご了承ください。

(裏面もご覧ください)

記

1. 特例投資信託受益権の投資信託振替制度への移行

平成19年1月4日を目途に、投資信託振替制度が開始されますが、株式会社証券保管振替機構の定めにより、特例投資信託受益権については、原則として当該振替制度実施日に一斉に移行することとしております。

なお、投資信託振替制度実施日に一斉に移行することに同意しなかった場合または受益証券をお持ちであった場合等で、平成19年1月4日を過ぎて特例投資信託受益権を当該振替制度に移行する場合は、個別に移行することとなりますが、所要の手続きが必要となり、時間を要することとなるのでご注意ください。

また、社振法施行日以降5年を経過する日(平成20年1月5日)を越えて特例投資信託受益権を当該振替制度に移行する場合および受益証券を社振法施行日以降5年を経過する日までに当該振替制度に移行しない場合は、税制優遇措置の適用を受けることができなくなるのでご注意ください。

当該振替制度への移行後に発行される投資信託受益権の多くは、社振法に基づき発行されることとなり、受益証券が発行されないことが想定されます。

2. 投資信託振替制度における取扱対象投資信託受益権(当該振替制度への移行の対象となる特例投資信託受益権)

投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に規定する投資信託(原則として、契約型の委託者指図型)の受益権であり、受入終了日までに設定され、設定後に社振法の適用を受ける旨の投資信託約款の変更が行われたもののうち、振替受入簿に記載または記録されたものとなります。

なお、投信法上の外国投資信託は、当面、取扱対象には該当しないのでご注意ください。

3. 投資信託振替制度への移行前における受益証券の引出し制限

当該振替制度への移行にご同意いただいた特例投資信託受益権については、移行前の一定期間は、受益証券の引出しを行うことが出来なくなりますのであらかじめご了承ください。なお、換金は通常通り行うことができます。

4. 異議のお申し立てについて

お客様がこの約款の変更について異議のお申し立てを行った場合であっても、当該振替制度への移行に係る投資信託約款の変更手続き()において、特例投資信託受益権に係る受益者の過半数(受益権口数ベース)の異議がない場合には、当該特例投資信託受益権は、原則として、全て当該振替制度に移行することとなりますのでご注意ください。

なお、当該特例投資信託受益権については、当該振替制度が実施されるまでの間、当社において引き続き保護預りいたします。

投資信託委託業者は、特例投資信託受益権について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款の変更手続きを行います。

5. 投資信託受益権の振替口座簿による管理

投資信託受益権の電子化に伴い、お客様の受益証券を「保護預り」によりお預りする従来の方式から、当社が口座管理機関となって「振替口座簿」により管理する方式に変わります。当該方式の変更に係るお客様からの特段のお手続きは不要です。

* 上記の内容についてのご不明な点およびご質問は、お取引店の担当者にお問い合わせください。

以上